

福岡県公報

平成21年4月1日
第2949号

目次

告示(第621号-第635号)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部を改正する告示	(環境保全課)	2
○窒素含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示	(環境保全課)	2
○りん含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示	(環境保全課)	2
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	4
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	5
○救急病院の認定	(医療指導課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
公 告		
○貸金業者の業務の停止	(中小企業経営金融課)	6
○平成21年度調理師試験の実施	(健康増進課)	9
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	10
○意見募集の結果の公示	(教育庁総務課)	11

○意見募集の結果の公示	(環境保全課)	11
○意見募集の結果の公示	(環境保全課)	11
○意見募集の結果の公示	(環境保全課)	12
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	12
○意見募集の結果の公示	(教育庁教職員課)	14
○意見募集の結果の公示	(高齢者支援課)	14

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	14
------------------	----------------	----

公安委員会

○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部運転免許試験課)	17
○福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則及び行政不服審査手続規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	18
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部運転免許試験課)	18
○個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示	(警察本部警務課)	20

告 示

福岡県告示第621号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年3月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人星野村里山ツーリズム協会

(2) 代表者の氏名

栗原 真二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女郡星野村2400番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、星野村地域の特色を生かした里山ツーリズムを推進し、地域活動の主体となる住民と各支援者が相互の連携を図りながら、多様な農山村の体験や地域の情報発信の事業を展開するとともに、住民や子ども会育成会など地域団体の活動の支援、事業者とのパートナーシップの形成を促進することを目的とする。

福岡県告示第622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	三 上 瀧 陽 線	前	八女郡広川町大字広川1522番2先から 八女郡広川町大字広川260番3先から	8.4 ～ 19.0	643.0
			後	同上	8.4 ～ 19.0	643.0

福岡県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	三 上 瀧 陽 線	八女郡広川町大字広川1378番6先から 八女郡広川町大字広川1260番3先まで

福岡県告示第624号

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成19年6月福岡県告示第1208号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

別表3の211の項中「第5条の2」を「第6条」に改める。

福岡県告示第625号

窒素含有量に係る総量規制基準（平成19年6月福岡県告示第1209号）を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

別表2の211の項中「第5条の2」を「第6条」に改める。

福岡県告示第626号

りん含有量に係る総量規制基準（平成19年6月福岡県告示第1210号）を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

別表2の211の項中「第5条の2」を「第6条」に改める。

福岡県告示第627号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成21年4月1日から同月15日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
行橋都市計画道路（3・4・7号行事西泉線及び3・4・9号行事津熊線）の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
行橋市大字草野、行事八丁目及び同七丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
行橋市都市政策課

福岡県告示第628号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年5月福岡県告示第881号新宮都市計画下水道事業新宮町公共下水道〔新宮町施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
新宮町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
新宮都市計画下水道事業 新宮町公共下水道

3 事業施行期間

昭和46年12月3日から平成28年3月31日まで

4 事業地**(1) 収用の部分**

平成20年福岡県告示第881号の事業地に次の区域を加える。

新宮町大字上府字浜、字勘田、字縫手、字松尾、字山下、字裏田、字芳牟田、字下村、字椎ノ木、字新徳、字棚林及び字神木並びに字平松、字北尾、字柚木、字雨堤、字草木ヶ浦、字林ノ後、字久井田、字太郎丸、字御供田、字小田、字北浦、字道園、字牟田、字前田、字向イ、字形貝、字馬場、字長牟田、字鞍尾、字開キ、字岩井、字木ノ浦及び字土井浦の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第629号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町南里2丁目337番1及び337番2
- 2 開発許可を受けた者の住所、及び氏名
糟屋郡志免町南里一丁目4番6号
稲永 重光・稲永 敬次

福岡県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	一 般 国 道	500 号	前	朝倉郡東峰村大字小石原 1744番1先から 朝倉市江川1444番1先まで	5.5 ～ 102.0	7,191.7
			後	同上	5.5 ～ 102.0	7,191.7
			後	同上	7.7 ～ 360.0	5,206.0
大牟田	一 般 国 道	389 号	前	大牟田市白金町225番先から 大牟田市三川町5丁目66番 2先まで	11.4 ～ 21.0	2,198.7
			後	大牟田市白金町225番先から 大牟田市三里町3丁目4番 9先まで	23.2 ～ 29.6	2,068.0

福岡県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考

大牟田	一 般 国 道	501 号	前	大牟田市白金町225番先から 大牟田市三川町5丁目66番2先まで	11.4 ～ 21.0	2,198.7	うち一般国道389号重用延長2,198.7メートル
			後	大牟田市白金町225番先から 大牟田市三里町3丁目4番9先まで	23.2 ～ 29.6	2,068.0	うち一般国道389号重用延長2,068.0メートル
大牟田	県 道	大牟田 荒 尾 線	前	大牟田市白金町218番先から 大牟田市三里町3丁目4番9先まで	23.2 ～ 29.6	2,068.0	
			後	大牟田市白金町225番先から 大牟田市三里町3丁目4番9先まで	23.2 ～ 29.6	2,068.0	うち一般国道389号、一般国道501号重用延長2,068.0メートル
			後	大牟田市白金町225番先から 大牟田市三川町5丁目66番2先まで	11.4 ～ 21.0	2,198.7	

福岡県告示第632号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡須恵町大字植木字柳坂1212の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第633号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 糟屋郡新宮町大字湊字中ノ浦422、字舟付428から430まで、432から434まで、427-1
- 2 指定の目的
 - 風害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第634号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

病院の名称	所在地	有効期間
独立行政法人国立病院機構九州医療センター	福岡市中央区地行浜 1-8-1	平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
医療法人佐田厚生会佐田病院	福岡市中央区渡辺通 2-4-28	
医療法人南川整形外科病院	福岡市西区姪の浜 4-14-17	
栄光病院	糟屋郡志免町大字別府723	
医療法人浪江堂三野原病院	糟屋郡篠栗町大字金出3553	
片井整形外科病院	糟屋郡粕屋町大字大隈132-1	
宗像水光会総合病院	福津市上西郷341-1	
井上病院	前原市波多江駅北 1-8-3	
嘉麻赤十字病院	嘉麻市上山田1237	
社会保険田川病院	田川市大字上本町10-18	
特定・特別医療法人陽明会小波瀬病院	京都郡苅田町大字新津1598	
南大牟田病院	大牟田市白井町23-1	
医療法人松風海内藤病院	久留米市西町1164-1	
安本病院	久留米市三潯町玉満2371	
嶋田病院	小郡市小郡217-1	

福岡県告示第635号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
 筑前町三並字大園862-2、862-5、862-7から862-11まで、863-1から861-3まで、864-1から864-4まで、861、417、865、870、867、415、866、413、416、869-1、869-2及び868-1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉郡筑前町篠隈373番地

筑前町長

手柴 豊次

公 告

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。



平成21年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
光商事 森 佐登美	大牟田市本町5丁目6番地8	福岡県知事 (7)第04089号 平成18年11月15日	平成21年3月2日 貸金業務の全部停止15日間（平成21年3月3日から平成21年3月17日まで） ただし、弁済の受領に関する業務を除く。	貸金業法 第24条の6の4

ヒデクラ 天野 英則	福岡市早良区原7丁目15番3号	福岡県知事 (5)第05575号 平成18年4月15日	平成21年2月28日 貸金業務の全部停止15日間（平成21年3月1日から平成21年3月15日まで） ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
緑屋商事 大村 高子	飯塚市楽市139-1	福岡県知事 (5)第05633号 平成18年6月15日	平成21年3月2日 貸金業務の全部停止15日間（平成21年3月3日から平成21年3月17日まで） ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
株式会社セレス 稲田 精太	福岡市博多区博多駅前4丁目33番1号 KMビル3F	福岡県知事 (N4)第06598号 平成18年9月16日	平成21年3月2日 貸金業務の全部停止15日間（平成21年3月3日から平成21年3月17日まで） ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
秀和 荒川 秀樹	朝倉市入地1668番地	福岡県知事 (N4)第06629号 平成18年11月17日	平成21年2月28日 貸金業務の全部停止15日間（平成21年3月1日から平成21年3月15日まで） ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

重松商事株式会社 重松 通洋	福岡市中央区天神 3丁目4番8号 天神重松ビル	福岡県知事 (3)第07311号 平成18年4月17日	平成21年3月2日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月3日から平 成21年3月17日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
有限会社ウエス トロード 白濱 久典	福岡市中央区大名 1丁目3番42号 ローズマンション 大名401号	福岡県知事 (3)第07346号 平成18年6月15日	平成21年3月2日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月3日から平 成21年3月17日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
有限会社マック ス 山本 和典	福岡市中央区大名 1丁目3番42号 ローズマンション 大名401号	福岡県知事 (3)第07348号 平成18年6月15日	平成21年3月2日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月3日から平 成21年3月17日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
シックスエー ジェンシー株式会 社 鱒淵 龍彦	福岡市中央区大手 門1丁目1番30号	福岡県知事 (3)第07427号 平成18年11月15日	平成21年3月2日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月3日から平 成21年3月17日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。

		福岡県知事 (3)第07483号 平成19年4月15日	平成21年2月28日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月1日から平 成21年3月15日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
トゥ ファミリ ー 時吉 奈美	田川郡川崎町大字 池尻897番地の37	福岡県知事 (3)第07604号 平成19年10月15日	平成21年2月28日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月1日から平 成21年3月15日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
エース 行武 晴海	春日市惣利1丁目 18番地 アルベン ローゼマンション 601号	福岡県知事 (2)第07988号 平成18年5月15日	平成21年3月7日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月8日から平 成21年3月22日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
オートリース サム 北原 義治	北九州市小倉北区 井堀4丁目12番4 号	福岡県知事 (2)第07992号 平成18年5月15日	平成21年2月28日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月1日から平 成21年3月15日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。

井上商事 井上 智幸	大牟田市大字手鎌 387番地1	福岡県知事 (2)第08071号 平成18年9月16日	平成21年3月1日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月2日から平 成21年3月16日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
カイシン商事 坂口 貴樹	福岡市中央区春吉 2丁目12番19号 フラワーコーポ春 吉605号	福岡県知事 (1)第08388号 平成18年4月17日	平成21年3月2日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月3日から平 成21年3月17日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
有限会社ライン 陣内 秋博	久留米市通町4番 地の5	福岡県知事 (N1)第08410号 平成18年7月18日	平成21年2月28日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月1日から平 成21年3月15日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
有限会社幸徳興 産 文 政治	福岡市西区小戸3 丁目38番11号 マ リンパレス小戸205 号	福岡県知事 (1)第08417号 平成18年8月15日	平成21年2月28日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月1日から平 成21年3月15日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。

ヤマト 納富 喜則	福岡市中央区大手 門2丁目9番23号	福岡県知事 (1)第08420号 平成18年8月15日	平成21年2月28日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月1日から平 成21年3月15日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
エスカ 佐川 充	福岡市博多区博多 駅前2丁目5番10 号 内山博多駅前 ビル301号	福岡県知事 (1)第08449号 平成18年11月15日	平成21年3月2日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月3日から平 成21年3月17日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
ゼネラルファイ ナンス 上野 秀二	久留米市諏訪野町 1655番地3	福岡県知事 (1)第08462号 平成18年12月15日	平成21年2月28日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月1日から平 成21年3月15日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
有限会社田中自 販 田中 正男	遠賀郡遠賀町旧停 1丁目6番15号	福岡県知事 (1)第08470号 平成19年1月15日	平成21年2月28日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月1日から平 成21年3月15日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。

コクサイ商事 川崎 祐子	直方市大字頓野 3802番地1	福岡県知事 (1)第08480号 平成19年3月15日	平成21年2月28日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月1日から平 成21年3月15日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
平田・繁光	大野城市大城3丁 目19番20号	福岡県知事 (1)第08499号 平成19年5月15日	平成21年2月28日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月1日から平 成21年3月15日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
ラッシュサポー ト 藤岡 友広	福岡市博多区博多 駅前2丁目10番12 号 東映ハイラー ク博多駅前303号	福岡県知事 (1)第08508号 平成19年5月15日	平成21年3月2日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月3日から平 成21年3月17日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
大南商事 砥綿 保	春日市上白水8丁 目84番地	福岡県知事 (1)第08545号 平成19年11月15日	平成21年3月8日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月9日から平 成21年3月23日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。

丸勝 長沼 勝美	飯塚市勢田396番 地	福岡県知事 (1)第08554号 平成19年12月17日	平成21年2月28日 貸金業務の全部停 止15日間（平成21 年3月1日から平 成21年3月15日ま で） ただし、弁済の受 領に関する業務を 除く。
-------------	----------------	------------------------------------	---

公告

平成21年度調理師試験を次のように実施する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 食文化概論
- イ 衛生法規
- ウ 公衆衛生学
- エ 栄養学
- オ 食品学
- カ 食品衛生学
- キ 調理理論

(2) 日時

平成21年8月2日（日曜日）

午後1時から午後3時まで

(3) 場所

太宰府市五条3丁目11番25号
福岡経済大学

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類（福岡県知事が実施した平成20年度調理師試験の受験票の原本を提出する場合は省略可能）及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦5センチメートル、横5センチメートルのもの）1枚並びに受験申込手数料6,100円を添えて住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所（ただし、福岡市においては各区保健福祉センター衛生課食品係とし、北九州市においては小倉北区及び八幡西区は保健所、その他の区は各区役所内生活支援課保健福祉相談係とし、大牟田市、久留米市においては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）に提出すること。福岡県内に住所地又は就業地を有しない者は、直接、福岡県保健医療介護部健康増進課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「健康増進課」という。）に提出すること。

(ア) 学校教育法第57条の規定に該当することを証する書類 1部

(イ) 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類 1部

イ 受験願書の用紙は、最寄りの保健福祉環境事務所等で交付する。

ウ 受験申込手数料6,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は一切返還しない。

エ 郵便によって受験を申込み場合は、必ず書留郵便にすること。

オ 福岡県知事が実施した平成20年度調理師試験の受験票（原本）を提出する場合は、3の(1)のアの(ア)及び(イ)の書類を省略することができる。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成21年6月1日（月曜日）から6月5日（金曜日）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成21年6月5日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表

(1) 試験に合格した者の受験番号は、平成21年8月27日（木曜日）に発表する。発表は、保健福祉環境事務所等に掲示して行う。福岡県内に住所地又は就業地を有しない者については健康増進課に掲示する。

(2) 合格者に対しては、合格の通知を行う。

5 その他

(1) 受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は健康増進課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して90円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

(2) 出題形式は客観式四肢択一とする。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成21年3月19日

2 処分を受けた者の商号等

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許 可 番 号
坪根建設 有限会社	豊前市大字清水町216-1	坪根 徳弘	平成17年1月31日 福岡県知事（般-16） 第66267号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成21年4月2日から平成21年4月8日までの7日間

4 処分の原因となった事実

坪根建設有限会社は、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業の許可を受けずに政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで教育統計調査規則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁総務部総務課に備え置きます。

平成21年4月1日

福岡県教育委員会

1 意見を募集しなかった理由

統計法及び福岡県統計調査条例の改正に伴い、教育統計調査規則が規定する統計調査の範囲について所要の規定の整備を行うものですが、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理を内容とする規則を定めるものであるため、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に基づき意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成21年4月1日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成19年6月福岡県告示第1208号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課に据え置きます。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を公募しなかった理由

本改正は、学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）の制定に伴い、所要規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に規定する軽微な変更にあたるため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しないこととしたものです。

2 告示日

平成21年4月1日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで窒素含有量に係る総量規制基準（平成19年6月福岡県告示第1209号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課に据え置きます。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を公募しなかった理由

本改正は、学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）の制定に伴い、所要規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に規

定する軽微な変更にあたるため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しないこととしたものです。

2 告示日

平成21年4月1日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないでりん含有量に係る総量規制基準（平成19年6月福岡県告示第1210号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課に据え置きます。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を公募しなかった理由

本改正は、学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）の制定に伴い、所要規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に規定する軽微な変更にあたるため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しないこととしたものです。

2 告示日

平成21年4月1日

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

被留置者用寝具貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成21年5月1日から平成22年3月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年4月13日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092-641-4141 内線6675

- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 平成21年4月1日(水)から平成21年4月13日(月)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出期限及び提出場所
- (1) 提出期限
平成21年4月13日(月) 午後6時00分
- (2) 提出場所
4の部局とする。
- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。
- 9 開札の日時及び場所
- (1) 日時
平成21年4月14日(火) 午前11時00分
- (2) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室(地下1階北側)
- (3) その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
 (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
 (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
 (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

教職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、平成21年1月29日から平成21年2月27日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成21年3月30日に公布しました。

平成21年4月1日

福岡県教育委員会

問い合わせ先

福岡県教育庁教育企画部教職員課免許・職員係

電話：092-643-3891

メールアドレス：kkyoshoku@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案について、平成20年12月24日から平成21年1月22日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成21年4月1日に公布しました。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

保健医療介護部高齢者支援課企画管理係

電話 092-643-3248

メールアドレス：korei@pref.fukuoka.lg.jp

監査委員

監査公表第27号

県土整備部・建築都市部出先機関の福岡土木事務所等20か所について実施した定期監査結果の報告（平成20年9月22日20監二第269号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年4月1日

福岡県監査委員 工藤 壽文

同 進谷 庸助

同 伊藤 龍峰

同 野田 栄市

20県土総第1401号

平成21年3月10日

福岡県監査委員 工藤 文 殿
 同 進 谷 庸 助 殿
 同 伊 藤 龍 峰 殿
 同 野 田 栄 市 殿

福岡県知事 麻 生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成20年9月22日20監二第269号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡土木事務所	河川護岸工事の設計積算で、残土処理の数量を誤ったため、積算過大となっている。（1件）	工事発注時に活用している設計書チェックシートを改定し、所内での内容確認を充実させ照査の徹底を図るとともに、研修等により職員の技術力の向上に取り組み、再発防止に努める。
八女土木事務所	公園法面整備工事の設計積算で、共通反設費及び現場管理費の施工地域補正並びに吹付砕工の工事長を誤ったため、積算過小となっている。（1件）	工事発注時に活用している設計書チェックシートを改定し、所内での内容確認を充実させ照査の徹底を図るとともに、研修等により職員の技術力の向上に取り組み、再発防止に努める。
北九州土木事務所	橋台製作工事の設計積算で、重建設機械の輸送費を計上しなかったため、積算過小となっている。（1件）	工事発注時に活用している設計書チェックシートを改定し、所内での内容確認を充実させ照査の徹底を図るとともに、研修等により職員の技術力の向上に取り組み、再発防止に努める。
	物件移転等補償の設計積算で、移転雑費の算定を誤ったため、積算過大となっている。（1件）	適正な事務処理について職員に改めて周知徹底を行うとともに、補償金算定チェックリストの活用等により設計積算事務の適正化を図る。
	道路改築工事の設計積算で、共通反設費及び現場管理費の施工地域補正を誤ったため、積算過小となっている。（1件）	工事発注時に活用している設計書チェックシートを改定し、所内での内容確認を充実させ照査の徹底を図るとともに、研修等により職員の技術力の向上に取り組み、再発防止に努める。

田川土木事務所	護岸工事の設計積算で、階段工の延長を誤ったため、積算過大となっている。(1件)	工事発注時に活用している設計書チェックシートを改定し、所内での内容確認を充実させ照査の徹底を図るとともに、研修等により職員の技術力の向上に取り組み、再発防止に努める。
飯塚土木事務所	橋梁下部工工事の設計積算で、コルゲートパイプの規格を誤ったため積算過大、残土の運搬及び処分費の数量を誤ったこと並びに仮設材の運搬費を計上しなかったため積算過小となっている。(1件)	工事発注時に活用している設計書チェックシートを改定し、所内での内容確認を充実させ照査の徹底を図るとともに、研修等により職員の技術力の向上に取り組み、再発防止に努める。
	河道整備事業の設計積算で、共通仮設費及び現場管理費の施工地域補正を誤ったため、積算過小となっている。(1件)	工事発注時に活用している設計書チェックシートを改定し、所内での内容確認を充実させ照査の徹底を図るとともに、研修等により職員の技術力の向上に取り組み、再発防止に努める。
流域下水道事務所	前渡資金出納簿及び精算書が作成されていないものがある。(15件)	未作成であった書類については平成20年6月16日に作成を行った。 再発防止のため、所属職員に対して関係規定の周知徹底を図るとともに、出納員による日常の点検を徹底し、適正な事務処理に努める。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第9号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年4月1日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第29条の次に次の1条を加える。

（認知機能検査員講習）

第29条の2 認知機能検査員講習（道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）による改正後の法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を実施する者に対する講習をいう。）を受けようとする者は、公安委員会に認知機能検査員講習申出書（様式第25号の2）を提出しなければならない。

2 公安委員会は、別に定めるところにより、前項の認知機能検査員講習を終了した者に対し、当該講習を終了したことを証する書面を交付するものとする。

3 公安委員会は、第1項の認知機能検査員講習の開催に関し必要な事項を公表するものとする。

第30条第1項中「様式第25号の2」を「様式第25号の3」に改める。

様式目次中「様式第25号の2 臨時適性検査受検申請書（第30条関係）」を「様式第25号の2 認知機能検査員講習申出書（第29条の2関係）」に改める。

25号の3 臨時適性検査受検申請書（第30条関係）」に改める。

様式第25号の2を様式第25号の3とし、様式第25号の次に次の1様式を加える。

様式第25号の2（第29条の2関係）

認知機能検査員講習申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

福岡県道路交通法施行細則第29条の2の規定による認知機能検査委員講習の受講を申し上げます。

住 所	
フリガナ氏名	
生 年 月 日 (年 齡)	年 月 日生 (歳)
連 絡 先 (電 話 番 号)	() -

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第10号

福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則及び行政不服審査手続規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年3月30日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則及び行政不服審査手続規則の一部を改正する規則

（福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正）

第1条 福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（平成14年福岡県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「北九州市警察部総務課」を「北九州市警察部機動警察隊」に改める。

（行政不服審査手続規則の一部改正）

第2条 行政不服審査手続規則（昭和39年福岡県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「総務課長及び同部」を削る。

附 則

この規則は、平成21年3月31日から施行する。

福岡県公安委員会告示第88号

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）第29条の2第1項に規定する認知機能検査員講習を実施するので、同条第3項の規定に基づき、次のように公示する。

平成21年4月1日

福岡県公安委員会

1 講習の種別

認知機能検査員講習

2 受講対象者

25歳以上の者であって、認知機能検査員講習の受講を希望するもの

3 講習の日時等

講習日（曜日）	時 間	対 象 者
平成21年5月9日（土）	午前9時00分～午後4時00分	一般受講者
	午前9時00分～午後0時00分	高齢者講習指導員補充講習又は伝達補充講習受講済者等 （以下「一部免除者」という。）
	午後1時00分～午後4時00分	
平成21年5月16日（土）	午前9時00分～午後4時00分	一般受講者
	午前9時00分～午後0時00分	一部免除者
	午後1時00分～午後4時00分	
平成21年5月23日（土）	午前9時00分～午後0時00分	一部免除者
	午後1時00分～午後4時00分	

備考 一部免除者は、午前・午後のいずれかを選択できる。

4 講習の場所

(1) 福岡市南区花畑4丁目7番1号 福岡県警察本部交通部運転免許試験課

福岡自動車運転免許試験場（以下「福岡試験場」という。）

(2) 北九州市小倉南区日の出町2丁目4番1号 福岡県警察本部交通部運転免許試験課

北九州自動車運転免許試験場（以下「北九州試験場」という。）

5 時間割、講習項目等

(1) 一般受講者

時間割	講習項目	講習内容	時間(分)
9:00 10:30	高齢者と認知症の実態及び基礎理論	① 認知症の実態と認知症に関する基礎理論 ② 認知症の症状と対応要領	DVDによる 座学講習 90
休憩			20
10:50 11:50	高齢運転者対策の概要	① 高齢者の交通事故の現状 ② 認知機能検査の導入 ③ 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習 ④ 臨時適性検査の実施 ⑤ 申請による免許取消制度 ⑥ 運転経歴証明書制度	講義 60
休憩			70
13:00 16:00	認知機能検査の実施方法	① 認知機能検査の実施要領 ② 検査結果の採点基準 ③ 検査結果の伝達方法 ④ 認知機能検査の模擬実施(ロールプレイング) ⑤ 質疑応答及び終了書交付	実技 180
講習時間(休憩時間を除く。)			330 (5.5時間)

(2) 一部免除者

時間割	講習項目	講習内容	時間(分)
9:00 12:00 又は 13:00 16:00	認知機能検査の実施方法	① 認知機能検査の実施要領 ② 検査結果の採点基準 ③ 検査結果の伝達方法 ④ 認知機能検査の模擬実施(ロールプレイング) ⑤ 質疑応答及び終了書交付	実技 180
講習時間			180 (3時間)

6 講習手数料

(1) 一般受講者 3,850円

(2) 一部免除者 2,100円

7 受講予約、申請手続等

(1) 受講予約

受講希望者は、告示の日から平成21年5月1日(金曜日)までの期間に

- 住所
- 氏名
- 生年月日(年齢)
- 連絡先電話番号
- 受講希望日時、場所

を明記の上、

〒811-1392 福岡市南区花畑4丁目7番1号

福岡県警察本部交通部運転免許試験課 講習指導係(以下「担当係」という。)

FAX番号 092-566-2737

あて、文書の提出又はFAXによる送信若しくは郵送により、受講の予約を行うものとする(電話による予約はできない。)

なお、文書の提出又はFAXによる予約については、前期間内(福岡県の休日定める条例(平成元年福岡県条例第23号)に規定する県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送については、当日消印まで有効とする。

また、受講希望は、先着順に受け付けるものとするため、希望する日時及び場所における受講ができないと判断される場合については、事前に担当係から連絡の上、受講日時等を協議し、及び調整するものとする。

(2) 受講申請手続

受講申請は、福岡県道路交通法施行細則第29条の2第1項の「認知機能検査員講習申出書」(以下「申出書」という。)に、受講種別に応じた手数料額の福岡県領収証紙(以下「証紙」という。)を貼付の上、講習開始前までに福岡県公安委員会(担当係員)へ提出するものとする。

なお、申出書受理後は、理由の如何を問わず手数料の返還は行わず、領収証の発

